

# 軍拡2法その2 軍需産業支援法 死の商人国家への道！

軍需産業の位置づけを明確化するために△基本方針を策定。案のポイント

- ①防衛装備品取得は国産を追求 ②継戦能力を維持し、秘密を保持
- ③国産が難しい場合、国際共同開発 ④装備品輸出は重要な政策的手段

軍需産業支援法の概要	
<b>基盤強化</b>	
①特殊設備や生産技術への投資など供給網の強靭化	
②製造工程の効率化	
③サイバーセキュリティの強化	
④撤退企業の事業継承の際、経費を国が負担	
<b>装備移転（武器輸出）円滑化</b>	
基金を創設し、輸出に伴う技術漏洩防止などのために、装備品（武器など）の仕様や性能変更の費用を国が負担	
<b>製造施設の国有化</b>	
上記のような支援をしても、事業継続が困難な場合は、国が生産ラインを保有する。	
<b>装備品（武器）等契約における秘密の保全措置</b>	
・契約上の守秘義務と法律上の守秘義務	

## 殺傷武器の輸出の解禁へ

武器輸出緩和を巡る主な論点

現在の要件	▶ 緩和の論点
範囲 輸出可能な 救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に限定。従来は殺傷能力のある武器は輸出できないと解釈	5類型を撤廃もしくは追加し、殺傷武器も含め幅広い輸出解禁に踏み切るか
第三共同開発と 第三国移転と 共同開発では殺傷能力のある戦闘機の技術などを輸出可能。第三国への移転は日本の同意が必要	次期戦闘機をはじめ国際共同開発品の第三国への移転条件を緩和するか
部品 殺傷能力のある武器の部品については明確な記述なし	F15 戦闘機のエンジンなどの輸出も可能にするか
対象国 平和貢献や国際協力、日本の安全保障に資する場合	侵略を受ける国などへの輸出も容認するか

## 企業版秘密保護法

軍需産業の契約時やサプライチェーンについて、従業員に退職した後も守秘義務を課し、違反した場合は刑事罰を定めている。装備品（武器）の秘密の要件が曖昧。

## 経済安全保障法 2022.5月に成立。日本の経済力・技術力を軍事力として活用する経済分野での「戦争法」

経済安保法の4本の柱
①特定重要物質の安定的な供給（サプライチェーン）の強化
②外部からの反撃に備えた基幹インフラ役務の重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査
③先端的な重要技術の研究開発の官民協力
④原子力や高度な武器に関する技術の特許非公開

「外部」=中国企業の排除は日中関係の緊張を高める！

## 軍产学複合体の実現

「官民の共同によるデュアルユースの科学技術開発こそが本命である」安全保障の根幹は科学技術だ。最先端の技術は軍事も民生もない。産学官を挙げて科学技術を進展させていく（兼原信克・元官房副長官補の発言）

### 特定重要技術調査研究機関の創設

※政府が「特定重要技術」を選定

（AI、半導体、医療、「極超音速」ロボットなど20分野）

※民間研究者を公募し、官民の協議会を設置

※研究資金は、5000億円

※参加者には守秘義務が課せられ、漏洩や盗用には刑事罰も